

北海道農政部長 殿

農林水産省経営局保険課長
保険監理官

平成30年北海道胆振東部地震の被害に伴う農業共済の対応について

平成30年北海道胆振東部地震の影響により、北海道で甚大な被害が発生しました。

このような状況下において、被災地域の農業共済組合では、共済事業の実施に当たり、組合員が被災したことによる共済掛金納入の遅延、現地における損害評価の制約等の問題が生じております。

このため、平成30年北海道胆振東部地震に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた北海道の組合においては、農業共済事業の適正かつ円滑な実施体制を確保することによる被災組合員への支援体制の確立を急務とし、必要に応じて下記の措置を行うことにより、被災組合員の復旧に向けた努力等に対して最大限の支援を行うことが重要であると考えておりますので、組合への指導方よろしくお願い致します。

記

1 共済掛金の払込期限等の延長について

(1) 家畜共済及び園芸施設共済

共済掛金の払込期限及び支払猶予期間については、家畜共済における新規申込者については共済加入申込承諾の通知到達日の翌日から起算して1週間（始期統一している場合は、特定日の翌日から起算して2週間）、継続加入者については共済掛金期間の満了の日の翌日から起算して2週間（支払猶予期間）、園芸施設共済における新規申込者については共済加入申込承諾の通知到達日の翌日から起算して1週間、継続加入者については共済責任期間の終了日の前日までとされているところです。しかしながら、今回の地震に伴い当該期日までに共済掛金を納めることができなかったら、家畜共済の共済関係が失効したり、園芸施設共済の共済責任が開始され

ないなどの不利益が組合員に生ずることとなるため、別紙を参照して事業規程を改正し、家畜共済の払込期限若しくは支払猶予期間又は園芸施設共済の払込期限が平成30年9月6日から同年12月30日までに満了する場合には、当該期限等をいずれも同年12月31日まで延長することとして下さい。

なお、共済掛金を分納している組合員については、この延長措置によって2回目以降の払込みが遅延したとしても、農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）附則第8条及び第9条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「旧法」という。）第99条第1項第5号の正当な理由に該当するため、共済金支払の免責とはしないという取扱いとして下さい。

（2）共済掛金払込期限等の延長期間中の事故の取扱い

（1）の措置により、共済掛金払込期限等を延長した場合に、その期間中に生じた事故については、組合員の申出により、共済掛金の払込み前であっても、共済金を支払うことができるものとします。

この場合において、組合は組合員に対し、組合員が共済掛金を払込期限等の延長期間中に払い込まなかった場合には、先に支払われた共済金を返還することについて書面による合意を得ることを条件とします。

2 共済金の迅速かつ確実な支払に向けた損害評価等について

（1）組合員が被災したことにより被害申告等ができない場合の取扱い

今回の地震で被災したことより、組合員が組合に適期に被害申告（旧法第98条の規定による通知をいう。以下同じ。）等を行うことが困難な場合が想定されるところです。このため、組合は見回り調査、関係機関との連携等により被害の実態把握に努め、共済金の支払対象と見込まれる被害の発生を確認した場合には、組合員に被害申告等を行うよう呼びかけるとともに、組合員が被災したことにより連絡が取れない場合等であっても、適切な時期に損害評価を行い、組合員に早期に共済金が支払われるようにして下さい。

その際、組合員から被害申告等がなかったことについて、今回の地震で被災したこと等正当な理由があると認められる場合には、旧法第99条第1項第3号の通知を怠ったものには該当しないので、免責とはしないという取扱いとして下さい。

（2）組合の行う現地評価等の取扱い

① 組合の現地評価

組合は、交通の遮断等により現地評価を行うことができない場合には、原則、

交通の遮断等が解消された後に現地評価を行うものとします。

② 家畜の死廃事故に係る現地確認等

ア 死廃事故発生のお知らせを受けたとき、現地において損害確認(廃用認定を含む。)を行うことができない場合は、まず、組合員からの電話等による聞き取りにより確認を行うものとし、死亡事故については、現地確認が可能となった後に、現地において聞き取りを行うとともに、家畜の死体、埋却場所又は当該家畜が化製された場合はその事実を証明する関係書類等を確認することで差し支えありません。また、廃用事故については、廃用認定を待たずに当該家畜が死亡した場合には、死亡事故と同様に取り扱うことで差し支えありません。

なお、組合員には可能な限り死亡家畜の写真撮影を行うことを依頼してください。

イ 地震により家畜が行方不明となったことが認められる場合には、警察の盗難被害届の証明書又は損失物届の証明書の提出があったものとして廃用認定して差し支えありません。この場合、行方不明の事実が明らかとなった日は、その原因となる災害の発生日とします。また、見回り調査等により共済金の支払対象と見込まれる家畜の死亡事故について、地震が原因であることが明らかであることを確認した場合には、獣医師の診断書は必要ないものとします。

ウ なお、今回の地震を原因として、飼料の流通が滞ったことにより、損害防止に努めたにもかかわらず家畜が死亡した場合は、特定事故である自然災害による死亡に該当するものとします。

(3) 損害防止の義務等に係る取扱い

組合員が通常すべき管理その他損害防止について、今回の地震で組合員が被災したこと又は生産資材が入手できなかったこと等によって適切に実施できなかったと認められる場合には、旧法第99条第1項第1号の損害防止の義務を怠ったものには該当しないので、免責とはしないという取扱いとして下さい。

(4) 共済金の仮渡し

現地における損害評価が実施できない、損害の認定時期が遅い等のために共済金を早期に支払うことができない場合には、仮渡しを検討し、特段の支障がない限り実施するものとします。

なお、地震による土砂崩れ等により、耕地や施設が埋没等をして収穫が見込まれないこと又は施設が全損していることが衛星写真その他客観的資料等から明らかなきには、当該資料等に基づき仮渡しに係る損害額を評価することとして下さい。

3 損害評価会の書面議決での実施について

今回の地震により、委員の参集による損害評価会の開催が困難な場合には、必要に応じて損害評価会運営規則を以下のように改定し、損害評価会の議決を書面で行うことができることとして下さい。

附 則

- 1 平成30年9月6日以後の損害評価会の運営については、平成30年度末までの間は、委員は、評価会においてあらかじめ通知のあった事項につき、書面をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の規定により議決権を行う者は、これを出席者とみなす。
- 3 第1項の規定により書面をもって議決権を行使する委員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名又は記名押印の上、評価会の前日までに当組合に提出しなければならない。

(別紙)

〇〇農業共済組合事業規程の一部改正新旧対照表の例 (国で示した「農業共済組合模範事業規程例の基準」(平成16年1月9日付け15経営第5367号)事務次官依命通知)の附則を参考に作成。)

改正後	現 行
<p>附 則 1～3 (略)</p> <p>4 <u>家畜共済に係る共済関係(平成30年9月6日時点において成立しており、共済責任が開始していないものに限る。)であって、組合員負担共済掛金の払込期限が同年9月6日から同年12月30日までの間に満了するものについては、なお効力を有することとされた平成30年3月31日時点の共済規程(以下「旧共済規程」という。)第59条第1項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の払込期限を同年12月31日とする。</u></p> <p>5 <u>前項の共済関係(旧共済規程第53条第2項の規定に基づき特定の日に共済責任が始まる旨を定めていない場合に限る。)に係る共済責任は、旧共済規程第53条第1項の規定にかかわらず、組合員との協議により、次に掲げる日から1年間とする。</u></p> <p><u>(1) 平成30年9月6日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年9月6日</u></p> <p><u>(2) 平成30年9月7日から同年12月23日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日</u></p> <p>6 <u>家畜共済に係る共済関係であって、共済掛金期間が平成30年8月23日から同年12月16日までの間に満了するものについては、旧共済規程第59条第4項の規定にかかわらず、当該満了の日の翌日から同年12月31日までの期間を組合員負担共済掛金の支払の猶予期間とする。</u></p> <p>7 <u>この組合が家畜共済に係る共済関係について、平成30年8月23日から同年9月6日までの間に旧共済規程第10条第2項(同条第9項において準用する場合を含む。)の承諾をした場合にあつては、譲受人の住所地に係る共済掛金率が譲渡人の住所地に係る共済掛金率を超えるときは、旧共済規程第59条第5項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の差額の払込期限を同年12月31日とする。</u></p>	<p>附 則 1～3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>8～10 (略)</p>	<p>4～6 (略)</p>
<p>11 <u>園芸施設共済に係る共済関係であって、組合員負担共済掛金の払込期限が平成30年9月6日から同年12月30日までの間に満了するものについては、旧共済規程第128条第1項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の払込期限を同年12月31日（共済責任期間を旧共済規程第125条第3項の規定により1年未満とする共済関係にあつては、同年9月30日）までとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>12 <u>前項の共済関係に係る共済責任期間は、旧共済規程第125条第1項の規定にかかわらず、組合員との協議により、次に掲げる日から1年間とする。</u> <u>(1) 平成30年9月6日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年9月6日</u> <u>(2) 平成30年9月7日から同年12月23日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>13 <u>園芸施設共済に係る共済関係であって、共済責任期間が平成30年9月7日から同年12月31日までの間に終了するものに係る組合員から、その共済責任期間の終了する日（以下この項において「終了日」という。）から同年12月31日までの間に当該園芸施設共済に係る特定園芸施設を共済目的とする園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金の払込みを受けた場合は、旧共済規程第125条第1項及び第2項の規定にかかわらず、園芸施設共済の共済責任期間は、終了日の翌日から1年間とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>14 (略)</p>	<p>7 (略)</p>

附 則

- 1 この事業規程の変更は、北海道知事の認可のあった日から施行する。
- 2 変更後の附則第4項から第7項まで及び第11項から第13項までの規定は、平成30年9月6日から適用する。
- 3 変更後の附則第4項から第7項まで及び第11項から第13項までの規定は平成31年1月1日に失効する。

(備考)

当該改正規定は、現行の〇〇農業共済組合事業規程の附則に追記するものとする。